

# 市民法大全 (Corpus Iuris Civilis) と引照

平野 敏彦

## 1 註釈学派のキーワードたる引照

「ユスティニアヌスの『学説彙纂』、すなわちローマの法学者たちの著作からのアンソロジー（詞華集）は、〔中世初期の〕全時代を通じて、まったく知られないままであった。603 年から 1076 年の間にはただの一つの引用にも出会わない。……写本（Exemplar）が一部だけ保存されており、それが 11 世紀末頃、たぶん 1070 年頃に、イタリアのあるところで再び姿を現した。これは一つの世界史的偶然であったが、その偶然がよかれ悪しかれ今日に至るまでの法学の運命を規定したのである。もう一つの偶然は、現在はフィレンツェにあるこの筆写本（Handschrift）の写し（Abschrift）がある天才的な人物の手に落ちたことである。彼を文法学者ボローニアのゲアルネリウス（Guarnerius）と同定しようとする試みがあったが、後世の人々は彼をイルネリウス（Irnerius）と呼んだ。」<sup>(1)</sup>

これは、ヘルマン・カントロヴィッツ（1877～1940）が、法学の流れを形式主義と目的主義の対立とその交互作用として描こうとした野心的な小品「法学の諸時期」の一節である。（カントロヴィッツの友人であったグスタフ・ラートブルフはこの論文を高く評価し、自らの著作『法哲学入門』にそ

---

(1) Hermann Kantorowicz, Die Epochen der Rechtswissenschaft [1914], in : ders., Rechtshistorische Schriften, 1970, S.3-4. 初出は、オイゲン・ディーデリクス（Eugen Diederichs）編集の社会・宗教雑誌『Die Tat（実行）』（1914 年 7 月号）の自由法運動特集号に寄稿されたものである。

のまま再録したほどである。<sup>(2)</sup> 「諸時期」の原語は「Epochen」であり、時代を画する法学の理論的転換点をたどりながら法学史が叙述される。彼の描く第1のエポックは「古代ローマの法発展の終末に位置するユスティニアヌスの大法典編纂」であり、第2のエポックが学説彙纂の再発見である。

イルネリウス (1055年頃～1130年頃) は、元々、ポローニアの学芸教師 (magister artium) であった。彼が『学説彙纂』を対象として、文献学的なテキスト・クリティークを施し、さらに文法学的・論理的な積義学的研究を始め、1100年までに法学の授業用テキストである『学説彙纂』のウルガタ本 (vulgata) (流布本、卑俗本、普及本という訳語がある。) を作成した。<sup>(3)</sup> これらによってポローニアには法学教授団と学生団から構成された学問共同体たるユニヴェルシタス (universitas) が誕生し、近代的大学誕生の地として名を馳せるのである。そして、イルネリウスの後継者たちはいわゆる註釈学派 (Glossatoren) と呼ばれる法学の一潮流を形成するに至り、イルネリウスは彼らから「法の燈明 (lucerna iuris)」と讃えられることになる。註釈学派は、その後、後期註釈学派 (Postglossatoren) — 註解学派 (Kommentatoren) とともに、助言学派 (Konsiliatoren) とともに呼ばれる— に受け継がれていく。学派の名称は、彼らの学問的作業の中心的関心事がどこにあるかをよく反映している。彼らは法文テキストに対して、ひたすら註釈 (glossa) を付することに専念した。この註釈という方法は、当時の「大学」の上級学部、すなわち神学部・医学部・法学部で共通に用いられた学問的方法である。それをスコラ的方法と特徴づけることもできるが、それよりもドグマーティク、つまり教義学的方法というほうがその性格を把握しやすいと思われる。

「註釈学派は、もはや個々の章句に積義を次々と施していくことだけに自

---

(2) Gustav Radburch, *Vorschule der Rechtsphilosophie*, 1948, S.62-75.

(3) 佐々木有司「中世ローマ法史」碧海純一他編『法学史』東京大学出版会、1976年、82—87頁。

らを限定しなかった。彼らは伝承されたテキスト連関の中には一つのラティオ〔ロゴス〕が支配しているということを確認し、この確信が、すべてのテキストの理性に適合する (vernünftig) 全体的意味を究明し、それを論理的三段論法 (schlüssiger Syllogismus) の形式で叙述することを要求したのである。どのテキストもそれぞれが無条件の権威である真理を有するとすれば、あるテキストが、他の同様に真理であるテキストと矛盾することはあり得ないのである。中世の法学者の論理的良心は、(聖書、アリストテレス、パンデクテンというような) 伝承されたテキストの全体の内部に明々白々な矛盾があるということを押し隠すことを許さなかったので、論理的な技巧、特に峻別 (distinctio) の繰り返しにより、それらを調和させることを重要視した。……そうして、単なる釈義にとどまらず、一見矛盾するテキストの一致を証明すべきであり、あるいは複数のテキストに共通する規則を形成する総合的操作に踏み込んでいるのである。」というヴィーアッカーの言葉は、この間の事情をよく説明している。<sup>(4)</sup>

中世のローマ法学として燦然と輝く註釈学派について、その研究・教育方法として、設問 (quaestio) や討論 (disputatio) やスンマ (summa) の作成が注目されることが多いが、それらすべてに共通するものこそ、「引照 (allegatio)」にほかならない。『学説彙纂』が権威的なテキストとして神意の発現たる法真理そのものの表示 (「書かれた理性 (ratio scripta)」) であるとするれば、すべての結論はその完結したテキスト内部に含まれていることになり、ユスティニアヌス自らが、「主イエス・キリストの名において (In Nomine Domini Dei Nostri Ihesu Christe)」皇帝が法典を公布する) 勅法の中で、法典の無矛盾性と完全無欠性を高らかに宣言している。それ故にこそ、それらの相互関連を明らかにすることが学問的営為の究極的目標となり、その過程で彼らが開発した技法のほとんどは、現代の法解釈手法に受け継がれているの

---

(4) Franz Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 2. Aufl., 1967, S.58-59.

である。その際のキーワードこそ、「引照」である。それはまた、カズイステイクの宝庫である古代ローマ法学の成果をドグマーティクに転換させる理論的操作であったと評価することもできる。だからこそ、後世のドイツ私法学がパンデクテン法学を成立させる機縁ともなるのである。

## 2 引照とは？

本稿で「引照」という訳語を与えた *Allegation* とは、ある言説に対する典拠の参照指示 (*Verweisen*) のことである。その限りにおいて、我々が法律条文を典拠として指示する時に「〇〇法第〇条第〇項」と記載するのと同じ作業と言ってよい。また、現代の我々が論文に「注」を付して、それぞれの部分について、著者名・著書名・出版年・頁数を明記して行う、その典拠を明示する際の出典の表示方法と類似する学問的作法である。引照方法と引用方法という表現が区別せずに用いられることも多いが、引用 (*Zitate*) はある章句の逐語的な再現であるのに対し、引照は、単に言われている箇所を発見するための必要な情報を申し立てているにすぎない。引用文についてその典拠を引照するという相互関係にある。

「引照」は一般に用いられることが少ない言葉であるが、比較的目にするのは、『聖書 引照付』であろう。聖書の一節が、他の書や章の一節と何らかの関連があるときに、たとえば、「マルコ 12.17」(新約聖書マルコによる福音書第12章第17節)のように、その当該箇所を参照できるように注記してあるタイプの聖書が「引照付」と呼ばれている。預言宗教であるキリスト教にとって、とりわけ預言が記されている箇所を参照することは重要なのである。参照箇所の指示が、独特の略記法によりルール化されている点は、本稿で扱う『市民法大全』の引照と共通した手法であり、さらにカノン法学における引照になると、カノンと法文が相違するだけで、まったく同じ手法が用いられている。というよりも、歴史的に見ても、教会のカノン法研究の手

法がローマ法研究に導入されたのである。

引照は、前述の註釈学派が活躍した中世後期及び近世前期の法文献に頻出する一切の主張を根拠づけるべき権威とのつながりを確認する手段である。聖書についても、それ自体が神の言葉である以上、絶対的権威を有するものであるから、テキスト相互間のつながりを示す引照は、本文を読む上での必須の情報である。これらの場合は、引照がいわば閉じられたテキスト群内部での参照のネットワークであるが、引照の作業それ自体は、必ずしもテキスト群の閉鎖性を前提しているわけではない点に注意する必要がある。しかし、閉鎖性を前提とした引照作業こそ、引照という方法の蔵する特徴を際立たせているように思われる。

引照作業については、現在の我々がおかれているネット環境におけるホームページのリンク張りとのアナロジーが成立する。すなわち、閉鎖的テキスト群内部での引照は、あるローカルなホームページ内部のリンクタグ（たとえば `<a href="#xyz">` 文書内の他の位置へジャンプ `</a>` と `<a name="xyz">` 参照箇所 `</a>`）であり、開放的テキスト間の引照は、グローバルな外部の他のホームページへのリンクタグ（たとえば、`<a href="http://www.リンク先.html">`）と見ることができる。

引照には、ある一定の方法的慣行があり、専門的訓練を受けていない者にとっては、そこで用いられる極端な略記法とともに、マスターしなければならない研究のための必須テクニックである。近代になり、新たな校訂本が出版され、合理的引照方法が確立した後は、いにしへの引照方法は忘れ去られ、古い文献を読むのに支障をきたすようになった。そういう状況の中で、コンパクトな形でその解説をしているのが、冒頭で一節を引用した「諸時期」論文を書いたカントロヴィッツの「中世後期の引照」<sup>(5)</sup>である。

---

(5) Hermann Kantorowicz, Die Allegationen im späteren Mittelalter [in : Archiv für Urkundenforschung, 13(1935), S.25-47.], in : ders., Rechtshistorische Schriften, 1970, S.81-92.

### 3 ヘルマン・カントロヴィッツ

カントロヴィッツは自由法論の主唱者として有名であるが、一方で、フランツ・フォン・リスト門下の新派刑法学者であり、他方、中世ローマ法研究の泰斗である。<sup>(6)</sup>ローマ法史とは言っても、カントロヴィッツの関心は常にローマ「法学」史に向けられている。ドイツ自由法運動開始の宣言文である『法学のための闘争』はペンネームで出版されたものであるが、それがグナエウス・フラウィウス (Gnaeus Flavius) という古代ローマで、古来、神官団が秘密にしていた訴訟の方式と開廷日を示す暦表を民衆に公開した人物名を使用する点に、彼のローマ法の学識を思わせるものがある。<sup>(7)</sup>ローマ法史の中でも、とりわけ註釈学派研究の第一人者であり、1909年と1910年に『サヴィニー雑誌』に発表し、後に本になった『学説彙纂ウルガタ本の成立について』や1938年の『ローマ法註釈学派の研究』は当該分野の必読本である。<sup>(8)</sup>

これらのテーマ研究のほかに、研究方法論の分野での著作もあり、1921年の『テキスト・クリティーク入門』は実践書としても白眉である。この一環として、「中世後期の引照」が位置する。(ここで言う中世後期とは、ボローニアの「大学」において、11世紀末に始まり、だいたい12世紀中葉以降引照に関する確固たる規則が形成された時期を指す。) この論文の元になったのは、1932年のキール大学での演習である。そこで概説書を非売品として授業で用いたが、それを増補したものが『古文書研究アルヒーフ (Archiv für Urkundenforschung)』第13号(1935年)に掲載されたのである。

---

(6) カントロヴィッツの生涯については、平野敏彦「ドイツ自由法運動の生成と展開 (5)」『法学論叢』107巻6号(1980年)44-65頁。

(7) 平野敏彦「ドイツ自由法運動の生成と展開 (1)」『法学論叢』106巻4号(1980年)44-70頁。

(8) Kantorowicz, Über die Entstehung der Digestenvulgata, 1910. [SZRom 30 (1909), S. 183-271. / SZRom 31 (1910), S. 14-88. ders., Studies in the Glossators of the Roman Law, 1938.

本稿は、カントロヴィッツが、演習参加者が当然の前提としてもっておくべきだと想定していたと思われる『市民法大全』に関する基礎知識——彼自身は「まったく初歩的な多くの解説をした」と言っているが、それでもなお、日本人にとっては所説を理解するための知識が不足していることを実感する——を補いながら、この論文のローマ法に関する部分を紹介するものである。<sup>(9)</sup>

#### 4 市民法大全についての予備知識

我々が一般に『コルプス・ユリス・キウイリス (Corpus Iuris Civilis)』と呼んでいるローマ法の集大成——逐語訳では『市民法大全』となるが、『ローマ法大全』とも、また編纂者の名を付けて『ユスティニアヌス法典』とも呼ばれることもある——は、4つの法典、すなわち『法学提要 (Institutiones)』・『学説彙纂 (Digesta)』・『勅法彙纂 (Codex)』・『新勅法 (Novellae)』から構成されている。このうち、前三者はユスティニアヌス自身が編纂を命じ、また公布もしたものであるが、最後の『新勅法』は『勅法彙纂』編纂後にユスティニアヌス自身が発した勅法が後世に私撰の法書として集成されたものである。これら4法典に『市民法大全』という包括的名称を与えたのは、フランスの法学者ディオニュシウス・ゴトフレドゥス (Dionysius Gothofredus : 1549 ~ 1622) である。彼が1583年にジュネーブで4法典を一体として刊行した時に、キリスト教会の『カノン法大全 (Corpus Iuris Canonici)』に倣って命名したのである。

今日、標準版となっているのは、ドイツのヴァイトマン社 (Weidmann) 出

---

(9) 引照——「引用」方法と呼ぶものを含めて——に関する日本語文献としては、船田亨二『ローマ法第1巻 (公法・法源)』岩波書店、1968年、451 - 458頁が最も詳しいと思われるが、現在、入手困難である。最近のものとしては、『西洋法制史料選 : 久保正幡先生還暦記念1 古代』創文社、1978年、253 - 260頁があるが、法学提要と新勅法についての記載がなく、不十分である。

版の『Corpus Iuris Civilis』3巻本であるが、これらの元になったのは19世紀後半に近代的文献学の成果を反映して校訂された以下のテキスト・クリティーク本である。

第1巻：『法学提要 (Institutiones)』パウル・クリューガー (Paul Krüger) 校訂 1868 / 1870 年

：『学説彙纂 (Digesta)』テオドール・モムゼン (Theodor Mommsen) 校訂、パウル・クリューガー改訂 1868 / 1870 年

第2巻：『勅法彙纂 (Codex)』パウル・クリューガー校訂 1877 年

第3巻：『新勅法 (Novellae)』ルドルフ・シェル (Rudolf Schöll) / ヴィルヘルム・クロル (Wilhelm Kroll) 校訂 1895 年

さて、東ローマ帝国皇帝ユスティニアヌスが前三者の編纂を命じた時と公布をした時の勅法 (constitutio) は、この3巻本の当該法典の冒頭に序文 (praefatio) として収められている。勅法発布の年代順に見ていくと、以下の通りである。(内容から見ると、(4) が『法学提要』、(3) (5) (6) が『学説彙纂』、(1) (2) (7) が『勅法彙纂』に関連する勅法である。) なお、これらの勅法の名称は、「const.」または「C.」の後に、本文の冒頭にある数語を続ける方式が採られている。

ある特定の文書を指示する際に、その文書の冒頭の数語を用いて命名する手法は、洋の東西を問わず、古くから広く用いられてきたものであり、一般に「インキピット」(ラテン語の「incipit (それは始まる)」に由来する。) と呼ばれる。

たとえば、『論語』の「学而篇」は篇の冒頭の「子曰、学而時習之、不亦説乎 (子曰く、学んで時に之を習う、亦悦ばしからずや)」からとられたものであるし、弘法大師空海が伝教大師最澄に宛てた手紙は、その文章が「風信雲書自天翔臨」で始まるので、「風信帖」と呼ばれている。



また、現在でも、ローマ教皇が全世界のカトリック教会の司教に宛てて出す文書 (Encyclicae : 回勅と訳される。) は、正式のタイトル自体が冒頭の数語をもって表記される慣わしであり、まさに延々と古代・中世からのつながりを感じさせる。たとえば、ヨハネ・パウロ 2 世が、1995 年 3 月 25 日に出した生命倫理についての回勅は、「*Evangelium Vitae penitus implicatum insidet in Iesu nuntio.*」で始まるので、「*Evangelium Vitae*」(ラテン語の発音は、現代イタリア語化されているので、「エヴァンジェリウム・ヴィテ」となるようである。) と呼ばれている。余談であるが、ローマ教皇の称号の一つに、古代ローマの大神官 (最高神祇官) の名称であった「*Pontifex Maximus*」が用いられており、教皇名に「P.M.」または「Pont.Max.」と添え書きされていることがある。

それぞれの勅法の発布年月日は、各勅法の末尾に記載されている後記 (subscriptio) から明らかになる。年は、西暦=キリスト暦でも、ローマ暦 (西暦紀元前 753 年のローマ建国以来何年という数え方をする A.U.C.(*anno urbis conditae*)) でもなく、その年に在任した執政官 (コンスル) の名前で示されるので、コンスル表で確認する必要がある。また、月日はカエサルが定めたいわゆるユリウス暦独特の (しかし、ローマの伝統的な) 表記法が用いられるので、換算しなければならない。なお、後記の冒頭の「*Data*」は動詞「*do* (与える)」の完了分詞で「(この勅法が) 与えられた」ということを意味するので、邦訳では、「賜う」と訳されることが多い。発布地も併記されるが、以下の 7 つの勅法はすべて東ローマ帝国の首都であるコンスタンティノポリス (*Constantinopoli* は、*Constantinopolis* の地格という特殊な格形が用いられている。なお、文法的説明としては、後に奪格形に吸収されるので、奪格形と言ってもよい。) である。*Data* は、文字通り、勅法発布に関するデータを教えてくれる。

(1) 528 年 2 月 13 日 *Const. Haec*

この勅法には「新しい勅法彙纂の編纂について (de novo codice componendo)」という表題が付されており、元老院が名宛人である。当時、歴代のローマ皇帝が発布した勅法を集成したものとして既に存在していたのは、未完成に終わったテオドシウス2世の『テオドシウス勅法彙纂』(Codex Theodosianus、429年)と法学者の私撰の集成である『グレゴリウス勅法彙纂』(Codex Gregorianus、3世紀末)及び『ヘルモゲニアヌス勅法彙纂』(Codex Hermogenianus、3世紀末)である。これらに取って代わる決定版の勅法集成を命じたものであり、そういう意味で「新しい」のであり、名称も皇帝名を冠した『ユスティニアヌス勅法彙纂』とするものとされている。本文が「Haec, quae necessario corrigenda esse multis retro principibus visa sunt, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「ハエク」(quae necessario まで含めることもある。)で指示される。全体は前文と3節に区分されている。

後記「Data id. Febr. Constantinopoli dn. Iustiniano pp. A. II cons.」によると、発布年は、ユスティニアヌス帝が第2回目の執政官を務めた528年、発布日「id. Febr.」は、2月のidus(イードゥース：月の真ん中とされる日。3、5、7、10月は15日、他の8か月は15日とされている。)である13日、つまり2月13日である。

## (2) 529年4月7日 Const. Summa rei publicae

この勅法には「ユスティニアヌス帝勅法彙纂の確認について (de Iustiniano Codice confirmando)」という表題が付されており、コンスタンティノポリスの前市長(首都長官)メナが名宛人である。前年に命じた『勅法彙纂』の完成を受けて、それを公布するものである。もっとも、後に改訂されるので、この法典は『旧勅法彙纂』と言われるべきであるが、『改訂勅法彙纂』の完成とともに廃棄されたので、内容の詳細は不明である。本文が「Summa rei publicae tuitio de stirpe duarum rerum, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「スンマ・レイ」(publicae まで含めることもある。)で指示される。全体は前

文と 4 節に区分されている。

後記「Data VII id. April. Constantinopoli Decio viro clarissimo consule.」によると、発布年は、デキムスが執政官を務めた 529 年、発布日「VII id. April.」は、4 月の idus である 13 日から起算してその 7 日 (VII) 前なので、4 月 7 日である。なお、施行期日は 4 月 16 日である (C.Summa rei 5)。

### (3) 530 年 12 月 15 日 Const. Deo auctore

この勅法には「学説彙纂の編纂について (de conceptione digestorum)」という表題が付されており、クアエストルのトリボニアヌスが名宛人である。(quaestor は、共和政期から本来は財務官を表す言葉であるが、帝政期にはいり、コンスタンティヌス帝以降は、quaestor sacri paratii として宮廷の事務を担当するいわば秘書官の長を指す官職となり、宮内大臣などの訳語が当てられる。また、勅法の発布等も職務内容とすることから、司法大臣・法務長官とも訳され、トリボニアヌスが『市民法大全』編纂の中心人物と目されることから、法制大臣・法制長官の訳語が採用されることが多い。) ローマ法における法学者の見解、つまり学説の重視は、初代皇帝アウグストゥスが一定の法学者に解答権を付与し、諮問に対する解答を法的に権威づけたことに始まるローマ独特の制度である。それ以後、500 年以上が経過し、学説の累積と錯綜のため、学説相互間での矛盾対立も生じていることから、それらを整理する必要があったので、古代以来のローマの法学者の著作から抜粋した法文を材料として、現行法として完全な法体系を構築し、それを 1 個の法典として編纂する計画が立てられたのである。これらの抜粋を、『勅法彙纂』と『永久告示録』の体系に即して、50 巻に編纂することを命じ、その名称を「digesta」又は「pandectae」(「会典」と訳されることが多い。いわゆるパンデクテン法学の語源である。) とすることを宣言している。本文が「Deo auctore nostrum gubernantes imperium, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「デオ・アウクトーレ」で指示される。全体は前文と 14 節に区分されている。

後記「Data octavo decimo calendas Ianuarias Constantinopoli Lampadio et Oreste viris clarissimis consulibus.」によると、発布年は、ランパディウス及びオレステースが執政官を務めた530年、発布日「octavo decimo calendas Ianuarias」は、1月のcalendae（カレンダエ。月の最初の日である1日のこと。通常は、cではなく、kで表記する。Kalendaeは、ラテン語単語のうち、kで始まる数少ない単語の一つである。）から起算してその18日（octavo decimo）前なので、12月15日である。

なお、この勅法は、『勅法彙纂』にも、第1巻第17章「古法の選別及び学説彙纂に採録された法学者の権威について（De veteri iure enucleando et auctoritate iuris prudentium qui in digestis referuntur.）」の第1法文として収録されている。

#### (4) 533年11月21日 Const. Imperatoriam

この勅法は、トリボニアヌスとテオフィルス、ドロテウスの2人の法学者がガイウスの『法学提要』を基礎にして作成し、帝国各地にある法学校において欽定法学教科書として用いられる『法学提要』を公布するものであり、法学志望の青年たち（cupidae legum iuventus）、つまり法学校の学生たちが名宛人である。あくまでも法学教科書であるが、皇帝が勅法で内容を指示するものであるから、法源の性質を有する法典として、『勅法彙纂』や『学説彙纂』と同等の扱いを受ける。本文が「Imperatoriam maiestatem non solum armis decoratam, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「インペラトリアム」（maiestatemまで含めることもある。）で指示される。全体は前文と7節に区分されている。

後記「Data undecima kalendas Decembres Constantinopoli domino nostri Iustiniano perpetuo Augusto tertium consule.」によると、発布年は、ユスティニアヌス帝が3回目の執政官を務めた533年、発布日「undecima kalendas Decembres」は、12月のkalendae（1日）から起算してその11日（undecima）

前なので、11 月 21 日である。なお、施行期日は『学説彙纂』と同日で、12 月 30 日である (C.Tanta 23)。

(5) 533 年 12 月 16 日 Const.Omnem rei

この勅法は、『学説彙纂』の公布に伴い、『(旧) 勅法彙纂』と『法学提要』と併せて、所期の 3 法典の編纂の完了を受け、全法典の教育課程を法学校の法学教師たち (antecessores) に指示するものであり、テオフィルス、ドロテウス、テオドルス、イシドルス、アナトリウス、タレレウス、グラティヌス、サラミニウスの 8 人の法学教師が名宛人である。本文は「Omnem rei publicae nostrae sanctionem iam esse purgatam et compositam ...」と始まるので、その冒頭部分から、「オムネム・レイ」(publicae まで含めることもある。)で指示される。全体は前文と 11 節に区分されている。

後記「Data septimo decimo kalendas Ianuarias Constantinopoli domino nostro Iustiniano perpetuo Augusto ter consule.」によると、発布年は、C.Imperatoriam と同じく、ユスティニアヌス帝が 3 回目の執政官を務めた 533 年、発布日「septimo decimo kalendas Ianuarias」は、1 月の kalendae (1 日) から起算してその 17 日 (septimo decimo) 前なので、12 月 16 日である。なお、施行期日は『法学提要』と同日で、12 月 30 日である (C. Tanta 23)。

(6) 533 年 12 月 16 日 Const. Tanta / Const. Dedoken

この勅法には「学説彙纂の確認について (de confirmatione Digestorum)」という表題が付されており、『学説彙纂』を公布するものである。(5) の C. Omnem rei と同日に発布されているが、名宛人は異なり、元老院と全国民 (populus) が名宛人である。本文は「Tanta circa nos divinae humanitatis est providentia, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「タンタ」で指示される。全体は前文と 24 節に区分されている。

なお、この勅法については、おそらくギリシア語を常用とする一般国民に

公布することとの関係から、ギリシア語バージョンもあり、モムゼン校訂版では、同一頁の左にラテン語、右にギリシア語が配して採録されている。ギリシア語勅法は、その冒頭の一語「Δέδωκεν」(Dedoken) から「デドオーケン」で指示される。両勅法の関係については、古来議論があるところであり、現在でも決着がついていない。

後記「Data septimo decimo calendas Ianuarias Iustiniano domino nostro ter consule.」によると、発布年月日は、C.Omnem rei と同年月日である。発布地と帝の称号の一部が省略化されている。

なお、この勅法は、『勅法彙纂』にも、第1巻第17章「古法の選別及び学説彙纂に採録された法学者の権威について (De veteri iure enucleando et auctoritate iuris prudentium qui in digestis referuntur.)」の第1法文 C.Deo auctore の次の第2法文として収録されている。

(7) 534年11月16日 Const. Cordi

この勅法には「ユスティニアヌス勅法彙纂の改訂及び第2版について (de emendatione codicis Iustiniani et secunda eius editione)」という表題が付されており、コンスタンティノポリスの元老院が名宛人である。533年に完成・公布された『法学提要』及び『学説彙纂』と内容的に整合するように529年の『勅法彙纂』を修正する必要性が生じたが、それに追加・削除・修正変更を施した改訂版が完成したので、旧勅法彙纂を廃し、今後は改訂した第2版を用いるべきことを公示したものである。(新制定ではないので、公布を表す *confirmatio* の語は使用されていない。) 今日我々が目にするのはこの『(改訂)勅法彙纂』である。本文が「Cordi nobis est, patres conscripti, ...」と始まるので、その冒頭部分から、「コルディ」で指示される。全体は前文と6節に区分されている。

後記「D. XVI k. Dec. Constantinopoli dn. Iustiniano pp. A. IIII et Paulino vc. conss.」によると、発布年は、ユスティニアヌス帝が、パウリーヌスを同僚

として、4 回目の執政官を務めた 534 年、発布日「XVI k. Dec.」は、12 月の kalendae (1 日) から起算してその 16 日 (XVI) 前なので、11 月 16 日である。なお、施行期日は 12 月 29 日である (C.Cordi 4)。

## 5 引照方法——通則

カントロヴィッツによる中世後期の引照方法の解説を見る前に、ローマ法の分野になじみのない者のために、その前提とされている現在の標準的な引照方法を一通り確認しておくことにしよう。

例として、古来、ローマ法における正義の定義として有名な「正義は各人に彼の権利を配分する恒常不変の意思である。(Iustitia est constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribuendi.)」を採り上げる。

これは『学説彙纂 (Digesta)』の第 1 卷 (LIBER PRIMUS : 卷数はラテン語の序数表記。) の、第 1 章 (章数はアルファベットによるローマ数字表記 (I) で、TITULUS は表記されていない。章名「正義と法について (DE IUSTITIA ET IURE)」が付されている。) の、第 10 法文 (アラビア数字表記 (これはユスティニアヌスの時代にはあり得ないものである。) で、「LEX」と表記が付されているわけではない。) として、採録されている。

モムゼン版原典に改行もほぼ忠実に再現すると、以下のようなになる。

### ○『学説彙纂』第 1 卷第 1 章第 10 法文

10 *ULPIANUS libro primo regularum* Iustitia est  
constans et perpetua voluntas ius suum cuique tribu-  
1 endi. Iuris praecepta sunt haec : honeste vi-  
vere, alterum non laedere, suum cuique tribuere.

2 Iuris prudentia est divinarum atque humanarum  
rerum notitia, iusti atque iniusti scientia.

まず、第10法文の典拠である法学者名と著書名に関するデータ、ここではウルピアヌス『法範 (regulae)』第1巻 (liber primus)、つまり出典表示 (inscriptio) がイタリック体で示された後 (ちなみに奪格形である)、次に、抜粋部分が記載される。いくつかの節に小区分される場合、アラビア数字で (文中ではなく) 行の左端に節数が示されるが、(したがって、第1節は、「Iuris praecepta ... tribuere.」、第2節は、「Iuris prudentis ... scientia.」である。) 出典表示と第1節までの間は、前文 (principium) と呼ばれ、節数の代わりに「pr.」で指示される。

前述の正義の定義の部分は、第1巻第1章第10法文の前文に該当するので、「D.1,1,10 pr.」が最も標準的な形である。D.をDig.としたり、コンマではなく、ピリオドを使う場合もあるが、許容されている。各法学者を明記する必要がある場合は、略名「Ulp.」またはフルネーム「Ulpianus」を付して、「Ulp.D.1,1,10 pr.」となり、ごく稀に著書名まで挙げる必要があれば、「Ulp.D.1,1,10 pr. (1.reg.)」とか「Ulp.1.reg.D.1,1,10 pr.」とする (著者名・著作名とも、たいていは短縮された略表記である)。

以上を踏まえた上で、カントロヴィッツが引照の通則として述べているところを見ていこう。<sup>(10)</sup>

引照は、言及される箇所を発見するための必要最小限の情報が記載されていけば十分であるというのが基本原則である。そのためには以下の情報が必要とされる。

①法典名の略称 (sigla)

---

(10) Kantorowicz, (Anm.5.) S.82-84.



②章 (titulus) の表題 (rubrica)

③法文 (lex) の冒頭部分 (initium)

④節 (paragraphus) の冒頭部分

中世後期はこの順序で記載する下記の (1) が通例であるが、近世に入ると③④①②の順である下記の (2) が多くなる。カントロヴィッツがここで挙げているのは次の例である。((3) と (4) は、筆者が追加した。)

○『学説彙纂』第 45 卷第 1 章第 38 法文第 9 節

(1) ff. de verborum obligationibus l. stipulatio ista § habere …① ② l.③ § ④

(2) l. stipulatio ista § habere ff. de v. o. … l.③ § ④ ① ②

(3) L.38 § 9 D.de verb. obligat. (Ulp.lib.49 ad Sab.)

(4) D.45,1,38,9.

・ ff. : 「D.」よりも多用された『学説彙纂』の略称。……①

・ de verborum obligationibus : 第 45 卷第 1 章の章名。「de v. o.」「de verd obligat」はその略表記。……②

・ l. stipulatio ista : 「l.」は「lex (法文)」の略記。(古くは、「l.」の代わりに、断片 (fragmentum) を意味する「fr.」を用いることもあったようである。)「stipulatio ista」は第 38 法文の冒頭部分の 2 語である。……③

・ § habere : 「§」は節を示す符号。「habere」は第 9 節の冒頭の 1 語である。……④

つまり、学説彙纂第 45 卷第 1 章第 38 法文第 9 節であることが判明し、その数字を単純に列記していくのが現在の標準型 (4) である。

また、19 世紀のドイツのパンデクテン法学教科書になると、章名以外でのアラビア数字の使用が一般的になり、かつ、法学者名と著作名・巻数も付記されることが多くなる。その場合、この法文は、「Ulpianus libro 49 ad Sabinum」というインスクリプティオによると、ウルピアヌスの『サビヌス註解』第 49 卷からの抜粋なので、「(Ulpianus IL ad Sabinum)」とか「(Ulp.49

ad Sab.)」を (2) のタイプの引照の末尾 (最初の「I.」を「L.」と大文字表記することが多い。) に付記する形 (3) が増えている。

巻と章を区別することに慣れてしまっている現代の標準版利用者としては、巻をとばしていきなり章名で指示される点がやや探索しにくい感じがするが、モムゼン校訂版には「Index titulorum Institutionum Digestorum Codicis」という法学提要・学説彙纂・勅法彙纂の3法典を横断した章名索引が掲載されているので、それを使えば比較的簡単に検索することができよう。

②の章の表題や③④の冒頭部分については、識別可能な情報を提供する点が重要なので、1番目の語だけでなく、4番目や5番目の語まで続くこともある。(わが小倉百人一首の上の句の決まり字を思わせる。) また、上記の「ff. de v. o.」のような極端な略記が用いられた場合は、検索がむずかしくなることは否めない。数字が極力避けられ、語の形での提示が原則である理由を、カントロヴィッツは「表題や冒頭部分のほうが数字よりも記憶が容易であり、記憶力の訓練が中世の授業の主たる目標であり、文献についての高度の作業能力が前提にされていたからであった。……また、中世末期までは数字として使用できたのはラテン語の字母 (I, V, X, L, C...) のみであり、そのために多くの書き間違いや読み間違い、ひいては引照された箇所が発見できない原因になっていたのであった。」と述べている。このことは、ユスティニアヌス自身が勅法 (C. Deo auctore 13) において、巻数その他は〔ローマ〕数字 (sigla numerorum) ではなく、文字 (littera) で記せと命じていることとも符合する。

しかし、すでに中世においても、第1、第2、第3、時には第4から最高で第12の法文の場合、稀にはパラグラフの場合、冒頭部分の代わりに、しばしば番号が数字で、時には数詞で挙げられる例もないわけではない。また、法文や節の最後 (ウルティマやフィネ)、最後から2番目 (ペヌルティマ)、最後から3番目 (アンテペヌルティマ) は、「ult. / fin.; p. / pe.; antepe.」で指

示する方式も併用されている。

章に法文が 1 つしか含まれない場合は、法文の冒頭部分の代わりに、「una」または「un.(-ica./ -ico.)」と書くだけで済ませたり、あるいは節の引照の際に「un.」を省略することもあったようである。

ローマ式にアルファベットで数字を示す場合、小文字の使用が始まった後は、字母との混同を防止するために、「i」が 1 個の場合はその代わりに、2 個以上の場合は最後の「i」の代わりに「j」が用いられ、文字の前後がピリオドで囲まれた (たとえば、1= .j. / 4= .iiii. / 7= .vij.)。しかし、活版印刷術が発明され、大量複製が容易になった時代には、すでにアラビア数字の使用が一般化しているのである。

引照は、「～から採られた」ということであるので、通常は奪格におかれるが、それを明示する必要がある時には男性・中性単数奪格語尾の「o」や女性単数奪格語尾の「a」が、数字の右肩に、いわゆる上付き文字で示される場合もある (ut § .ij<sup>o</sup>)。また、引照そのものが奪格に従属しているので、略表記される「l. = lex」や「ff. = Digesta」を音読したり完全表記する場合は、属格として読まれるべきだという。

arg. l. servus in opus ff. de penis

=argumento legis servus in opus Digestis de penis =D 48, 19, 34.

この例のように、引照の始まりは、「arg.(-umentum)」のほか、「ut」、「ut in」、「dicitur in」、「facit」、反対の箇所は、「contra」、「fallit」等が多い。主要個所が、「est casus legis」によって際立たせられることもよくある。また、引照の中に「dicit (彼が言った)」が出てくる場合、「dicitur (言われた)」の書き間違いや印刷間違いととる必要はなく、むしろ「imperator (皇帝)」、「Iustinianus (ユスティニアヌス)」、「iurisconsultus (法学者)」を主語として補充すべきである。

節は冒頭部分で示されるが、前文 (principium) ないし序言 (prooemium) が分かれている場合には、「in pr.」でもって示される。

テキストが長い場合、「circa medium」(中頃)とか「in fine」(終わり頃)とか書き添えることによって発見しやすくしたり、あるいは、「versi. (=versiculo)」(小節)を指示したい箇所の最初の語の前に書き加えることにより、もっと正確かつ明確に指示したりすることも可能である。

このほか、カントロヴィッツは冒頭部分が同じ語である場合とか、同じ箇所を連続して引照する場合とかについて説明しているが、本稿では省略する。

## 6 『法学提要 (Institutiones)』 (533年) からの引照

①法典名インスティトゥティオーネスは、「I.」、「In.」、「Inst.」、「Insti.」をもって示される。なお、現在では、ガイウスの『法学提要 (Institutiones)』 (Gai. inst.) と区別する必要がある場合、それを「I. Gai.」または「I. G.」をもって指示し、ユスティニアヌス (Justinianus) の『法学提要』を「I. J.」または「IJ」でもって指示することがある。

②全体は4巻で構成されているが、巻数は示されることなく、章の表題 (ルブリカ) が示される。

④章の下はすぐに節がくるので、③法文の指示は存在せず、節の冒頭部分 (イニティウム) が続く。なお、比較的長い節については、前述の「versiculus」(小節)が節の冒頭部分に後続する場合も多い。もっともこれに対応して、クリューガー校訂版では、a、b、c... 等で小分節化されているようである。

カントロヴィッツは、例を2つ挙げている。

### ○『法学提要』第2巻第14章第7節 (I. 2, 14, 7.)

ut in Inst. de he. insti. § videamus

・ de he. insti. : 第2巻第14章の章名「de heredibus instituendis」の略表記。

・ *videamus* : 第 7 節の冒頭部分。

○ 『法学提要』 第 4 卷第 6 章第 33d 節 (I. 4, 6, 33d.)

§ *si quis versi. huic I. de actio.*

- ・ *de actio.* : 第 4 卷第 6 章の章名「*de actionibus*」の略表記。
- ・ *si quis* : 第 33 節の冒頭部分。
- ・ *versi.* : 以下が小分節 (*versiculus*) であることを示す標識。
- ・ *huic* : 第 33d 節の冒頭部分。クリューガー校訂版では第 33 節は 33 と 33a から 33e まで、つまり 6 つに分割されているので、現代では、第 33 節自体に言及する必要はない。(なお、条文が追加された場合の枝番号の付け方で、日本では第 33 条の次の枝番号は第 33 条の 2 から始まるが、ドイツでは § 33 の次の枝番号は § 33a となる。節を小分節化した場合の節番号の付け方も同じ原則が働いているようである。)

## 7 『学説彙纂 (Digesta)』 (533 年) からの引照

『学説彙纂』の成立事情や法実務・法学教育に対する位置づけは、前述の 2 つの勅法、*C.Omnem* と *C.Tanta* に詳しい。共和政期のクイントゥス・ムキウス・スカエウォラから帝政期のヘルモゲニアヌスまたはアルカディウス・カリシウスまでの約 40 人の法学者の著作 2000 巻 2300 万行から抜粋し (文字通りダイジェストである)、50 巻 15 万行に簡約したものとされ、法文総数は 9142 個である。編纂の中心人物は、トリボニアヌスである。

ユスティニアヌスは、この 50 巻を以下のような 7 つの部分 (*Pars*) に分けている (*C.Tanta* 2-8c)。

第 1 部 : 第 1 巻～第 4 巻「プロータ (*IIPΩTA*)」

第 2 部 : 第 5 巻～第 11 巻「裁判について (*de iudiciis*)」

第 3 部 : 第 12 巻～第 19 巻「物について (*de rebus*)」

第4部：第20巻～第27巻

第5部：第28巻～第36巻「遺言について (de testamentis)」

第6部：第37巻～第44巻

第7部：第45巻～第50巻

第1部の4巻はギリシア語の「最初の・冒頭の」を意味する形容詞「プロートス (πρῶτος)」の中性名詞形である「プロータ (πρῶτα)」と名づけられた。法典の順序としての冒頭部・緒論を意味するだけでなく、基本原理をも意味しうるところから、19世紀ドイツのパンデクテン法学者（ギリシア語でパンデクテタエと呼ばれる『学説彙纂』の各法文を素材として組み合わせ、ドイツ近代民法の体系構築を試みた者）たちは、条文配列方法として、一般的規定をまず最初に集め (Allgemeiner Teil = 総則)、その後ろに各別の特殊的规定 (Besonderer Teil = 各則) を配列するという論理的な体系構築原理を発想したようである。

第2部、第3部、第5部については、それぞれ最初の第5巻第1章「De iudiciis : ubi quisque agere vel conveniri debeat.」、第12巻第1章「De rebus creditis si certum petetur et de condictione.」、第28巻第1章「Qui testamenta facere possunt et quemadmodum tesamenta fiant.」の表題の一部から名称を採用しているが、第4部、第6部、第7部については命名がない。

採録された法学者については、後述するが、彼らの著作から抜粋された圧倒的な数の法文を処理する必要上、正確な引照が最も重要であった法典である。

①法典名ディゲスタは、中世後期までは「D.」よりも、「ff.」が圧倒的に多い。カントロヴィッツは「横線で抹消された (durchgeschtrichen) D から生じたものである」という説を採用しているが、『学説彙纂』のギリシア語名である pandectae の頭文字 p に対応するギリシア字母のパイ (Π) を模したものだという説が妥当であるように思われる。

②全体は50巻から構成されているが、巻数は示されることなく、章の表

題 (ルブリカ) が示される。第 30 卷、第 31 卷、第 32 卷は章に分けられていないが、3 卷とも「de legatis et fideicommissis」という巻名が付されているので、それに数表記を付記する形で、第 30 卷は「de legatis.j.」、第 31 卷は「de legatis.ij.」、第 32 卷は「de legatis.iiij.」として示される。

③ lex の冒頭部分または数字が示される。なお、「lex」の訳語は「法文」が一般的である。法条であるから、「条」という訳語も可能であるが、現行法の「条」から受ける印象とはずれることがあるので、不適訳である。

④節の冒頭部分が示される。

以下が、カントロヴィッツが挙げている例である。

○『学説彙纂』第 45 卷第 1 章第 119 法文 (D. 45, 1, 119.)

ut ff. de v. o. l. doli clausula または l. doli clausula ff. de v. o.

- ・ de v. o. : 第 45 卷第 1 章の章名「de verborum obligationibus」の略表記。
- ・ doli clausula : 第 119 法文の冒頭部分。「doli」の前にある「l.」が「lex」の略表記であることを見落としてはならない。

○『学説彙纂』第 47 卷第 8 章第 3 法文第 5 節 (D. 47, 8, 3, 5.)

arg. ff. l.iiij. § aliud または § aliud l.iiij. eo. ti.

- ・ de ince. ru. na. : 第 47 卷第 8 章の章名「de incendio ruina naufragio rate nave expugnata」の冒頭 4 語の略表記。
- ・ l. iiij. : 「lex」とローマ数字の 3「iiij」の組み合わせで第 3 法文。
- ・ aliud : 第 5 節の冒頭部分。
- ・ eo. ti. : 同章を意味する「eodem titulo」の略表記で、連続して同じ法文を引照する際の方式。

○『学説彙纂』第 31 卷第 34 法文第 7 節 (D. 31, 34, 7.)

l. Titia in fi. ff. de le.ij.

- ・ l.Titia : 第 34 法文の冒頭部分。「l.」は法文の略表記。
- ・ in fi. : 最終節を指すが第 34 法文は全部で 7 つの節から成っているので、最終節は第 7 節である。
- ・ de le.ij. : 前述した「de legatis et fideicommissis」巻の 2 番目、すなわち第 31 巻。

○『学説彙纂』第 48 巻第 5 章第 44 法文 (D. 48, 5, 44.)

ut ff. ad l.iul. de adu. l. pe.

- ・ ad l. iul. de adu. : 第 48 巻第 5 章の章名「ad legem Iuliam de adulteriis coercendis」の略表記。
- ・ l. pe. : 最後から 2 番目 (ペヌルティマ) の法文。つまり、第 5 章は全部で 45 の法文があるので、最後から 2 番目は第 44 法文である。

○『学説彙纂』第 48 巻第 14 章第 1 法文第 2 節 (D. 48, 14, 1(un!), 2.)

ut ff. ad l. iul. ambi. § qua lege

- ・ ad l. iul. ambi. : 第 48 巻第 14 章の章名「De lege Iulia ambitus」の略表記 (ad と de の相違は、おそらく異本に由来すると思われる。)
- ・ qua lege : 第 2 節の冒頭部分。第 14 章は法文が 1 つしかないなので、法文「l.」の表示がなく、いきなり節の冒頭部分がきている。おそらく、検索に支障は生じない。今日では、第 1 法文であることを明示した上で、「(un!)」と付記してその法文 1 個しかないという情報を提供する引照のしかたがある。

最後にカントロヴィッツは、引照自体とは無関係だと断わりながら中世初期に成立した『学説彙纂』の三分法を紹介している。この三分法は、前述したイルネリウスに始まるボローニアの法学者たちの研究に基づいて作成されたウルガタ本により採用されているものであり、後の活版印刷の時代になっ



でも、この三分法に対応する 3 冊本で刊行されることが続いた。

- (1) ff. vetus : 第 1 巻から第 24 巻第 2 章まで。
- (2) Infortiatum (Digestum infortiatum ではない) : 第 24 巻 3 章から第 38 巻の終わりまで。(第 35 巻第 2 章第 82 法文「v. tres partes」以降は、その冒頭部分に従って、「Tres partes」と呼ばれている。なお、モムゼン校訂版では、第 82 法文は節に分けられていないので、「v.」で示された第 5 節があるわけではないが、「tres partes」という文言は存在する。)
- (3) ff. novum : 第 39 巻から第 50 巻まで。

カントロヴィッツは言及していないが、採録された法学者について整理しておくことにする。

ユスティニアヌス帝は『学説彙纂』に採録された法学者と著作の目録を一覧の形で作成し、法典の冒頭に掲げることを委員に命じた (C. Tanta 20)。その目録が、『学説彙纂』の最良の写本と見られ、モムゼンが校訂版の底本としたフィレンツェ写本 (Codex Florentinus) に収められている「index Florentinus」と推測されている。このインデクスには、38 人の法学者が列記されている。以下に、著作名は省略してこの名前だけのリストを掲げるが、ギリシアで記載されているもの (\* で示した) はラテン語形に置き換えてある。(長音と促音は省略した。なお、( ) 内は抜粋の対象となった著作の数で、インデクスに記載してあるものである。) 付記した<引用法学者>とは、テオドシウス 2 世及びウァレンティアヌス 3 世の勅法 (426 年。後世、この勅法は引用法 (lex citationum) と呼ばれた。) が、裁判官によるその学説の援用に法的拘束力を付与した 5 人の法学者であり、そのうち、パピニアヌスが最高の権威を与えられた。ちなみに、ローマにある現代のイタリア最高裁判所 (Corte Suprema di Cassazione) —別名、正義の宮殿 (Palazzo di Giustizia)— のファッサードの玄関扉の外から見て向かって右手にはパピニアヌスの巨大な全身立像が建てられている。(左手は弁論家キケロの立像である。)

1	ユリアヌス	Iulianus * … (4)
2	パピニアヌス	Papinianus … (6) <引用法学者>
3	スカエウォラ	Quintus Mucius Scaevola … (1)
4	アルフェヌス	Alfenus * … (1)
5	サビヌス	Sabinus … (1)
6	プロクルス	Proculus * … (1)
7	ラベオ	Labeo * … (1)
8	ネラティウス	Neratius * … (1)
9	ヤウオレヌス	Iauolenus … (2)
10	ケルスス	Celsus … (1)
11	ポンポニウス	Pomponius * … (9)
12	ヴァレンス	Valens * … (1)
13	マエキアヌス	Maecianus * … (2)
14	マウリキアヌス	Mauricianus * … (1)
15	クレメンス	Terentius Clemens * … (1)
16	アフリカヌス	Africanus * … (1)
17	マルケルス	Marcellus * … (3)
18	スカエウォラ	Cervidius Scaevola * … (6)
19	フロレンティヌス	Florentinus * … (1)
20	ガイウス	Gaius * … (13) <引用法学者>
21	ヴェヌレイウス	Venuleius * … (6)
22	テルトゥリアヌス	Tertullianus * … (2)
23	ユストゥス	Iustus * … (1)
24	ウルピアヌス	Ulpianus * … (23) <引用法学者>
25	パウルス	Paulus * … (71) <引用法学者>
26	トリュフォニヌス	Tryphoninus … (1)

27	カリストラトゥス	Callistratus * … (5)
28	メナnder	Menander * … (1)
29	マルキアヌス	Marcianus … (7)
30	アクィラ	Gallus Aquila * [Iulius Aquila] … (1)
31	モデスティヌス	Modestinus * … (15) 〈引用法学者〉
32	タルンテヌス	Tarruntenus Paternus * … (1)
33	マケル	Macer * … (5)
34	アルカディウス	Arcadius *
35	ルフィヌス	Rufinus * … (1)
36	アンティアヌス	Furius Anthianus * … (1)
37	ルティリウス	(Rutilius) Maximus * … (1)
38	ヘルモゲニアヌス	Hermogenianus * … (1)

このリストは、採録されていない著作名が載っていたり、採録されている著作名が落ちていたりするので、不完全だという評価が定着している。この点はかなり多数に上るので、ここでいちいち指摘することはせず、それ以外の点についてだけ述べておく。

「5 サビヌス」は、インスクリプティオそのものには登場しない。つまり、サビヌスの著作からの直接の抜粋はないにもかかわらず、名前と著作名がインデクスに存在しているのである。もちろん、「サビヌス註解 (ad Sabinum)」として彼の著作への言及は他の法学者が数多くしているが、それとは別問題である。

「21 ウェヌレイウス」は、フルネームが Venuleius Saturninus であるため、クラウディウス・サトゥルニヌス (Claudius Saturninus) の著作がまぎれこんでいる。第 48 卷第 19 章第 16 法文は、クラウディウスの著作「de poenis paganorum l. sing.」からの採録であり、モムゼン版では名前が修正されている。

「30 アクイラ」は、インデクスでは「Gallus Aquila \*」となっているが、正しくは「Iulius Aquila」であり、モムゼン版の第 26 巻第 7 章第 34 法文と同第 10 章第 12 法文では、名前が修正されている。

インデクスからは抜け落ちているが、第 50 巻第 16 章第 157 法文のインスクリプティオは、アエリウス・ガルス (Aelius Gallus) の著作「de verborum quae ad ius pertinent significatione lib.1」からの採録であるとしている。

以上をまとめると、正確には、 $38 - 1 + 2 = 39$  人がインスクリプティオに記載されている法学者ということになる。なお、『学説彙纂』成立後は、異説を廃するという理由で、法学者の著作はことごとく廃棄されてしまったので、各法学者の個々の著作の全体像は不明である。そこで、法学者別に抜粋された著作の断片をつなぎ合わせて著作の原型を復元しようという試みがなされた。その一例として O. レーネルが作成した『パリンゲネシア』では、トータルで 78 名の法学者の著作が再現されている。<sup>(11)</sup>

## 8 『勅法彙纂 (Codex)』 (534 年) の引照

クリューガー校訂版では、『勅法彙纂』全 12 巻からなる一体の法典として扱われているが、中世後期では、前の 9 巻と後ろの 3 巻 (行政法を内容としている) が別物と考えられていたようである。いずれも、前記 (inscriptio) として発布した皇帝とそれを受けた者の名前が、後記 (subscriptio) として発布年月日が付記されている。最古のハドリアヌス帝 (在位 117 - 138 年) の勅法 (年不詳) からユスティニアヌス帝の 534 年の勅法に至るまでの勅法が採録されている。

①法典名コーデクスは、「C.」をもって示されるが、第 1 巻から第 9 巻の略称である。第 10 巻から第 12 巻までの 3 巻は「Tres Libri」と呼ばれ、同じく

---

(11) O.Lenel, Palingenesia Iuris Civilis, 1899, S.1243-1245.

「C.」で引照されるが、第 10 巻は「li.x.」、第 11 巻は「li.xj.」、第 12 巻は「li.xij.」が付記される。「li.」はここでは「liber (巻)」の略表記である。) なお、現在では、テオドシウス 2 世の『勅法彙纂 (Codex Theodosianus)』(『テオドシウス法典』と呼ばれることもある。)と区別する必要がある場合、それを「C.Th.」で指示し、ユスティニアヌス (Justinianus) の『勅法彙纂』を「C.J.」または「CJ」でもって指示することがある。

②章の表題、③法文の冒頭部分、④節の冒頭部分の示し方は、『学説彙纂』と同様である。

カントロヴィッツの挙げている例は次の 2 つである。

○『勅法彙纂』第 4 巻第 49 章全体 (C. 4, 49.)

ut C. de act. e. et v. per to.

- ・ de act. e. et v. : 第 4 巻第 49 章の章名「de actionibus empti et venditi」の略表記。
- ・ per to. : 「per totum」の略表記であり、章に付記すれば当該の章全体、法文に付記すれば当該の法文全体に対する引照を指示していることになる。

○『勅法彙纂』第 11 巻第 48 章第 22 法文第 1 節 (C. 11, 48, 22, 1.)

arg C. de agri. et ce. l. cum scimus in pr. ibi melius etenim est li. xj.

- ・ de agri. et ce. : 第 11 巻 (末尾の「li. xj.」が第 11 巻であることを示している。) 第 48 節の章名「de agricolis censistis vel colonis」の略表記。
- ・ cum scimus : 第 22 法文の冒頭部分。しかし、「in pr. ibi melius etenim est」について、クリューガー校訂版では同法文の前文の「melius etenim est」は第 1 節の冒頭部分なので、混乱がある。このように校訂版と中世の引照がずれている場合には、「C. 11,48, 22, 1!」のように引照の後ろに感嘆符を置くことが推奨されるとカントロヴィッツは述べている。

## 9 『新勅法 (Novellae)』の引照

クロール・シェル校訂版では採録勅法に通し番号が付されており、それ故、邦訳では「勅法第〇号」と呼んでいる。同内容のギリシア語勅法とラテン語勅法がある場合は、双方とも採録されている。各勅法は、通例、本文の前に「praefatio / prooimion」(序文)、後ろに「epilogus / epilogos」(結文)が付され、本文内は、「caput」(章。titulus ではないが、訳語として「章」が用いられることが多い。)に区分され、さらに節(前文(principium)を含む。)に細区分されているものもある。前記(inscriptio)として発布した皇帝名つまりユスティニアヌスと発布の名宛人の名、後記(subscriptio)として発布年月日と発布地のデータが付記される。

①『改訂勅法彙纂』編纂後、535年から556年までに発布されたユスティニアヌスの134勅法を集成したものは「公撰書(Autenticum)」と呼ばれていた。(なお、現在の法典名ノウェラエ(「N.」をもって指示される。)は、一般的名称である「novellae constitutiones(新しい勅法〔複数])」に由来するが、ユスティニアヌス自身が、完全で完結した法典を期した『勅法彙纂』の完成後に発布した自らの勅法(それは、いわば、皇帝自身の立法活動である。)を第4の法典として将来集成する際の法典名として想定した名称でもある。(C. Cordi 4))ラテン語のものは原文のまま、ギリシア語のものはラテン語訳で収められている。このうち中世においてもなお適用可能であるとみなされる97の新勅法は9つの集輯(Collatio)に分けられた。この公撰書は「In Aut.」で示される。なお、autenticumを語源とするドイツ語のauthentischを形容詞として用いたauthentische Auslegungは、公定解釈や有権解釈を意味している。

②③『勅法彙纂』に採録された勅法が、体系的に章に整理されているので、章の表題とそこに配置された法文(lex)の冒頭部分で引照されるのに対して、公撰書の場合は、勅法の表題と章(caput)の冒頭部分が示される。

④節 (paragraphus) の冒頭部分が示されるのは、他の引照と同様である。

カントロヴィッツの挙げている例を見てみよう。

○『新勅法』第 22 号第 15 章第 1 節 (N. 22, 15, 1.)

ut in Aut. de nuptiis c. cetere vero § .j. in fine coll.iiiij.

- ・ de nuptiis : 第 22 号の勅法名。
- ・ c. cetere vero : 第 15 章 (caput) の冒頭部分。
- ・ § .j. in fine : 第 1 節の最後の部分であることを示している。
- ・ coll.iiiij. : 第 4 集輯に収められていることを示している。

## 10 結びにかえて

引照については、学問の性格が浮かび上がってくるという点に面白さを感じ、かなり以前に古典文献の引照方法について、覚書を作成したことがある。<sup>(12)</sup>本稿では、引照という視点を切り口にして、『市民法大全』の全体像を整理してみた。中世の法文献での引照方法については、カントロヴィッツの所説を紹介しただけであるし、それを理解するための予備知識の解説として説明したところは、別に目新しいものが含まれているわけではないが、よく言及されるわりには、全体像についてのコンパクトな説明がなかなか見つからない『市民法大全』の概説として、それなりの存在意義はあると思う。

カントロヴィッツは中世ローマ法学研究を通じて、閉鎖的体系内部での法学の作業手法を完全に知悉していた。その彼が開放的体系を志向する自由法論を唱道していたことについて、今回、改めて確認することができたのは、

---

(12) 平野敏彦「レトリック研究の予備知識」『広島法学』15 卷 3 号 (1992 年) 37 - 40 頁。

本稿の大きな収穫であった。

私と吉原先生が出会ったのは、私が大学院に入学し参加した、西洋法制史の上山安敏先生のスクーリングにおいてであった。その時吉原先生は博士後期課程に進学されたばかりであった。先輩として様々な研究上のアドバイスをあらゆる機会にいただいたが、最も記憶に残っているのは、初めてラテン語の手ほどきをしてもらったことである。私は修士課程でカントロヴィッツの自由法論をテーマに修士論文を書き、その文献探索の過程で、彼が法制史やローマ法についての多くの業績をもっていることに気がついた。博士後期課程に進学し、ラテン語の勉強を始めたいと思い、吉原先生に読書会の指導をお願いしたのである。半年ほどでお互いが多忙になりいつのまにか中断してしまい、その年度の終わりに吉原先生は広島大学法学部に赴任された。

奇しくも、その2年後、私も広島大学法学部に採用され、再び、身近に教えを請う機会に恵まれた。しばらく中断していたラテン語の勉強を再開したが、今度は、キケロの『発見・構想論 (de inventione)』や『トピカ (topica)』と一緒に読んでいただいた。この機会がなければ、今日の私の研究方向も変わっていただろうと思う。

本稿は、本記念号に掲載されている他の法制史専門家諸氏にとってはあえて言うまでもない「常識」に属することで、いわば学習ノートにすぎないようなものしか寄稿できなかったことには忸怩たる思いもある。しかし、私の研究生生活の最初に扱ったカントロヴィッツとローマ法を関連させて論じることができたのも、ある種の運命をも感じる。30年以上、公私にわたっておつきあいいただいた感謝の気持ちをこめて、吉原先生の記念号に本稿を捧げるものである。